



2022年7月28日放送

学薬アワー 学校薬剤師座右の書

日本薬剤師会 学校薬剤師部会 前・部会長
愛知県学校薬剤師会 監事・名誉会長
村松 章伊

明治5年に学制が頒布され、それから150年にわたり、我が国の学校保健は様々な経緯をたどって現在に至っています。明治31年には学校医がおかれ、昭和6年には学校歯科医が置かれるようになり、児童生徒の健康管理にあたって参りました。しかし、救急医薬品をはじめ、理科用薬品などが備蓄されている学校ではその管理が十分に行われているとは言い難く、薬品の管理は多くの問題を抱えていました。

そのような中、昭和5年、北海道小樽市の小学校で塩化第二水銀（昇汞）を誤飲させたことにより児童が死亡してしまうという、本来なら絶対に起こしてはならない悲しい事故がありました。学校には過去も現在も様々な薬品が備蓄されており、中には劇薬成分を含む薬品や医薬用外毒物・劇物なども置かれています。

児童生徒が一日の多くの時間を過ごす学校という教育現場にこのように多くの薬品類が備蓄されているにも拘らず、薬に関する専門家が全く関与していない状態が続いてきたから、このような事故が起きてしまったのではないかと。薬の専門家である薬剤師が関わることでこのような不幸な事故は防げるのではないかと、当時小樽市市議会議員でもある薬剤師から声があがり、学校への薬剤師関与の必要性が認められることとなりました。同年には東京市麴町区に日本初の「学校薬剤師」が誕生し、その翌年には事故のあった小樽市にも「学校薬剤師」が誕生いたしました。

その後全国各地で学校薬剤師誕生とともに組織化が進み、昭和14年には名古屋市で「第一回全国学校薬剤師大会」が開催され、全国から107名の学校薬剤師が参加しています。その後昭和26年に福岡市で開催された「第一回全国学校保健大会」を契機に任意団体では

ありますが「日本学校薬剤師会」が誕生し学校薬剤師の職務についての情報提供を始めました。

学校薬剤師の活動はその誕生のいきさつもあり、始めは主に薬事に関する職務に携わっていました。昭和 29 年、学校保健法に「学校薬剤師を置くことができる」として、学校薬剤師設置が法制化され、学校教育法施行規則に「学校薬剤師は、学校薬事衛生に関する職務に従事する。」と明記されました。ただ、「学校薬剤師を置くことができる。」という消極的な表現であったため、薬剤師の偏在などを理由として行政からの積極的な協力は得られ難く、全国での学校薬剤師設置はあまり進みませんでした。

その後、日本学校薬剤師会の活動により、昭和 33 年には学校薬剤師の必置が法文化され、すべての学校に学校薬剤師を設置することになりました。それとともに学校薬剤師の主たる職務として、良質な学習環境衛生の確立と維持管理に関わる換気、採光、照明、騒音や飲料水など学校環境衛生の維持改善に関与するよう明記されました。

学校薬剤師の職務は、学校保健安全法施行規則第 25 条（学校薬剤師の職務執行の準則）第一条には学校保健安全計画への参与、第二条では環境衛生検査に従事、第三条では学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。と定められています。また、この他にも医薬品の管理や保健管理・健康相談などへの関与を求められています。このように学校薬剤師の主たる職務としての学校環境衛生への関与は今回のコロナ感染症に対する消毒や換気対策など教職員の不安解消に貢献することができました。

薬学生が学ぶカリキュラムでは衛生学或いは衛生化学として公衆衛生に関する知識を習得します。医薬分業が進展する以前は街の薬局・薬剤師は「街の科学者」として地域の公衆衛生の専門家としても頼られる存在でした。しかし、医薬分業の進展とともに薬局の形態も大きく変わり、ドラッグストアや病院・診療所のすぐ近くで調剤専門の所謂「調剤薬局」が大部分を占めるようになり、調剤を主とする日常業務では衛生化学の知識を必要とする場面はあまり多くはなく、更に大学卒業後はスキルアップの機会も少なくなっています。

薬剤師でなければ学校薬剤師になることはできませんが、薬剤師であれば誰もがすぐに学校薬剤師として活躍できるものではありません。そこで、日本学校薬剤師会が中心となって衛生化学や公衆衛生の専門家の協力を仰ぎ、学校薬剤師の職務執行に必要な内容をまとめた書籍などを発行し、さらにそれらの周知を図るための講習会などを開催して全国の学校薬剤師のレベルアップを図って参りました。

その後、平成 24 年の法人制度改正に伴い日本薬剤師会が公益社団法人となる際に任意団体であった日本学校薬剤師会は日本薬剤師会・学校薬剤師部会と一体化し平成 24 年 4 月 1 日より学校薬剤師部会として新たなスタートを始めました。学校保健という大きな柱を中心にした学校薬剤師会の活動は同じ目的を持った者同士の団体であることから運営も容易

でしたが、日本薬剤師会という大きな組織の中での学校薬剤師活動では活動の意義を他の役員に理解・承認して貰う必要があり、事業展開のスピードが鈍化しましたが、それまでの日本学校薬剤師で行っていた業務のスリム化を図りつつも必要な業務を部会事業として日本薬剤師会の事業として確立させてまいりました。令和に入り、組織としてのまとまりもでき、懸案であった「学校環境衛生基準解説」及び「学校と学校薬剤師」、いわゆる「青本」と「赤本」の編纂に取り掛かることになり、それぞれの編集委員会を立ち上げました。この二冊は学校薬剤師に必要な環境衛生の基本的知識や検査法並びに指導助言のポイント、また職務や歴史・背景などが詳しく書かれており、学校薬剤師の職務上の不安や疑問を解消することのできる書籍です。

学校薬剤師の職務として第一に学校環境衛生に従事が求められています。その基本的な基準や検査法などが収められている本が「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」です。最新版は「平成 30 年度改訂版」です。このマニュアルは文部科学省が編纂出版し、全国の公立学校に配布されています。その他の学校保健関係者は日本学校保健会あるいは書籍販売店などで購入することができます。このマニュアルは学校環境衛生基準のベースとなる書籍ですから学校薬剤師として活動している皆様には欠くことのできない書籍です。なお、資料としては文部科学省ホームページから PDF としてダウンロードすることもできます。

文部科学省発行の「学校環境衛生管理マニュアル」は学校環境衛生基準と検査法などが収めてあります。日本学校薬剤師会発足後、学校環境衛生管理マニュアルをさらに深く掘り下げ、その検査の目的や学術的根拠、検査機器の紹介や特徴とそれらの使用方法など、更に学校環境衛生検査結果に基づく指導助言のポイントなど、学校薬剤師の職務執行の際に参考になるような書籍を編纂・出版し、更に法改正の際には速やかに改訂版を出版してまいりました。それが「学校環境衛生基準」解説です。直近では平成 21 年に学校保健法から学校保健安全法へ改正され、それまで通知であった「学校環境衛生の基準」から大臣告示である「学校環境衛生基準」となり、学校保健安全法での学校環境衛生基準の位置づけが大きく変わったことから早急に全国の学校薬剤師への解説書が必要であるとして日本学校薬剤師会から「新訂・学校環境衛生基準解説 2010」として平成 22 年 7 月 23 日付で薬事日報社から発刊されています。

そして、今回日本薬剤師会学校薬剤師部会としても日本学校薬剤師会の意思を引き継ぎ、「学校環境衛生基準解説 2022」を出版することになり、今年度中には「学校と学校薬剤師」を出版する予定です。

本日のテーマとしている「学校薬剤師・座右の書」としてこの 2 冊をお手元において頂きたいと思っています。

最後になりますが、今回の出版に当たりお忙しい中を編纂にご協力いただきました前文

部科学省初等中等教育局・健康教育・食育課 健康教育調査官の立場でご助言いただき、現在は横浜薬科大学臨床薬学科・レギュレトリーサイエンス研究室教授・小出彰宏様、更に執筆頂いた皆様の原稿を最終的に体裁を整え、全てまとめ上げていただいた元文部科学省調査官で現在は東京薬科大学・薬学部・医療薬学科・社会薬学教育センター・社会薬学研究室教授の北垣邦彦様には膨大な資料を纏め上げて頂き心より感謝申し上げます。また、執筆頂いた皆様並びに日本薬剤師会・山本信夫会長へも感謝申し上げます。

なお、全国の学校保健・学校環境衛生に携わる皆様にはぜひともこの二冊を手もとにおいて頂き、職務の参考にして頂ければ大変ありがたく存じます。